

# 家畜共済

## 家畜の診療費について

令和2年1月引受けの疾病傷害共済から、初診料を含む診療費全体の1割が加入者の自己負担となります。

## 個体台帳の整備について

引受・事故時に、牛の個体識別情報(トレサ情報)及び加入者個人の台帳の確認が必要になります。牛の個体識別情報で確認できない個体については、加入者が家畜の飼養状況を記録した帳簿等により確認しますので整備をお願いします。



安心のネットワーク  
**NOSAI長野**

## 8 共済金

共済金は、共済掛金期間内に発生した共済事故によって、加入者が被害を受けたときに、その損害の程度に応じて支払われます。

死亡廃用共済

### 家畜が死亡または廃用になった場合に支払われる共済金

$$\left( \text{事故家畜の価額} - \text{残存物価額等} \right) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} = \text{共済金}$$

(注)1 「残存物価額」は、廃用家畜の肉、皮等から得られる収入です。  
(注)2 上の式において、共済金の計算に用いる「残存物価額」は、事故家畜の価額の2分の1を限度とします。  
(注)3 上の式により算定される共済金の額が純損害額(加入者の損害額)を上回る場合は、純損害額が共済金として支払われます。

### 共済金の支払例

牛5頭(家畜の価額はそれぞれ40万円、40万円、30万円、10万円、10万円)で加入し、共済価額は130万円、共済金額65万円を選択。価額40万円の牛の廃用事故が起き、残存物価額が10万円であった場合、以下の共済金が支払われます。

$$\left( \text{事故家畜の価額} 400,000\text{円} - \text{残存物価額} 100,000\text{円} \right) \times \frac{\text{共済金額} 650,000\text{円}}{\text{共済価額} 1,300,000\text{円}} = \text{共済金} 150,000\text{円}$$

疾病傷害共済

### 家畜の疾病又は傷害の診療費に対する共済金

令和2年1月加入分から、診療内容に応じて農林水産大臣が定める診療点数により算出された額の9割が共済金となります。初診料を含む診療費の9割については、病傷事故共済金として獣医師等にお支払いしますので、1割は加入者から獣医師(組合獣医師の場合は組合)にお支払いください。

## 9 期末調整

死亡廃用共済では、期末(共済掛金期間終了時)にトレサ情報等による飼養実績と飼養計画による加入内容を照合し、共済価額に差額がある場合は調整(修正)をします。調整にともなう共済掛金等の増減及び支払共済金の増減が発生した場合は、差額の還付(返還)または追加納入(支払)となります。



安心のネットワーク  
ホームページ <http://www.nosai-nagano.or.jp>  
メールアドレス [info@nosai-nagano.or.jp](mailto:info@nosai-nagano.or.jp)

長野県農業共済組合  
本所  
〒380-0935  
長野県長野市大字中御所字岡田79-5

□佐久支所  
□東信地域家畜診療所  
中央診療所  
〒384-2102  
佐久市塩名田390  
TEL 0267-58-2580  
FAX 0267-58-2590

□上小支所  
□東信地域家畜診療所  
北部診療所  
〒386-0151  
上田市芳田1817-2  
TEL 0268-35-3333  
FAX 0268-36-4154

□東信地域家畜診療所  
南部診療所  
〒384-1305  
南佐久郡南牧村大字野辺山107-2  
TEL 0267-88-6043  
FAX 0267-88-6044

□諏訪支所  
〒391-0013  
茅野市宮川4392-1  
TEL 0266-73-3211  
FAX 0266-73-3214

□上伊那支所  
〒399-4431  
伊那市西春近2526  
TEL 0265-73-2221  
FAX 0265-73-9181

□下伊那支所  
〒395-0803  
飯田市鼎下山331  
TEL 0265-23-7600  
FAX 0265-23-7632

□木曾支所  
□中信地域家畜診療所  
南部診療所  
〒397-0001  
木曾郡木曾町福島2420-2  
TEL 0264-24-2367  
FAX 0264-24-3122

□松塩筑支所  
〒390-0851  
松本市大字島内1666-777  
TEL 0263-40-2503  
FAX 0263-48-0750

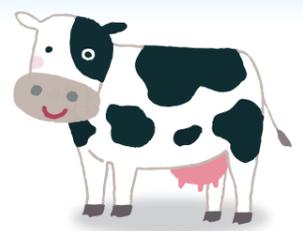
□安曇野支所  
□中信地域家畜診療所  
中北部診療所  
〒399-8211  
安曇野市堀金烏川2661-2  
TEL 0263-72-5192  
FAX 0263-72-5191

□北アルプス支所  
〒398-0002  
大町市大町1630-1  
TEL 0261-22-8488  
FAX 0261-22-8240

□北信支所家畜係  
□北信地域家畜診療所  
〒383-0025  
中野市三好町1-4-28  
TEL 0269-38-1167  
(北信支所家畜係)  
TEL 0269-38-1113  
(北信地域家畜診療所)  
FAX 0269-38-1105

□更埴出張所  
〒389-0821  
千曲市上山田温泉4-15-1  
TEL 026-214-3258  
FAX 026-214-3236

# 1 共済目的 家畜共済では、以下のものを共済の対象としています。

|                                                                                  |                                                                                   |                                                                                    |                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  |
| <b>牛</b>                                                                         | <b>馬</b>                                                                          | <b>種豚</b>                                                                          | <b>肉豚</b>                                                                           |
| 出生後第4月の月の末日を経過したもの(ただし、出生後第4月の月の末日を経過しない子牛及び授精等の後240日以上の子牛を対象とすることが可能)           | 出生した年の末日を経過したもの                                                                   | 出生後第5月の月の末日を経過したもの                                                                 | 出生後第20日の日(その日に離乳していないときは、離乳した日)から出生後第8月の月の末日までのもの                                   |

# 2 共済事故 以下の場合に、共済金が支払われます。

## 死亡廃用共済

- ・牛(子牛含む)、馬及び種豚の死亡(と殺等\*1を除く)廃用\*2。
- ・牛の胎児及び肉豚の死亡(と殺等\*1を除く)

## 疾病傷害共済

- ・牛(子牛含む)、馬及び種豚の疾病及び傷害。(牛の胎児を除く)

※1 と殺による死亡及び家畜伝染病予防法による手当金等により家畜伝染病予防法の規定による評価額について満額補償される場合は、共済事故の対象とはなりません。  
 ※2 共済事故の対象となる「廃用」は、疾病や傷害によって死にひんした状態になるなど家畜として使用する価値がなくなったことによる廃用です。(老齢等、能力低下により単に使用価値を失った家畜の廃用は対象に含まれません。)



(家畜の診療風景)

# 3 共済掛金期間

共済掛金期間とは、共済金の支払いの対象となる期間のことで、長野県では、月ごとに加入月の2日から1年間となります。(肉豚群単位以外)

# 4 引受方式(加入できる方式)

対象家畜により「包括共済」と「個別共済」の加入方式となります。それぞれに「死亡廃用共済」、「疾病傷害共済」があり、セットでの加入あるいは一方のみの加入を選択できます。セットでの加入ではそれぞれ異なる補償割合の選択が可能です。

| 引受方式1 | 引受方式2            | 対象家畜                                 | 内 容                                        |
|-------|------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------|
| 包括共済  | 死亡廃用共済<br>疾病傷害共済 | 乳牛の雌等<br>肉用牛等<br>種雄馬以外の馬<br>種豚<br>肉豚 | 包括共済は、対象家畜の種類ごとに加入者が飼養する全頭を加入し損失を補償する方式です。 |
| 個別共済  | 死亡廃用共済<br>疾病傷害共済 | 種雄牛<br>種雄馬                           | 種畜証明書の交付を受けている家畜1頭ごとに加入します。                |

・肉豚については飼養区分(導入日を同じくする等の飼養群の単位)ごとに引き受ける群単位引受方式と農家単位に年間一括で引き受ける農家単位引受方式があります。  
 ・牛の胎児と肉豚は疾病傷害共済には加入できません。

# 5 共済価額 (疾病傷害共済では支払限度額となります。)

## 死亡廃用共済

・包括共済は加入者が期中に飼養すると見込まれる家畜の価額を合計したものとなります。(肉豚については、農家ごと及び飼養区分ごとに飼育している肉豚の価額の合計になります)ただし、飼養実績による共済価額と差額が生じた場合は、期末に調整をします。

・個別共済は個々の家畜の価額となります。

※共済価額については期首の資産価値で補償されるもの(固定資産的家畜)と事故発生時の資産価値で補償できるもの(棚卸資産的家畜)に分かれます。

|   | 固定資産的家畜                                  | 棚卸資産的家畜                                               |
|---|------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 牛 | ・搾乳牛(満24月齢以上)<br>・繁殖用雌牛(満24月齢以上)<br>・種雄牛 | ・育成乳牛(満24月齢未満の乳牛の雌(胎児を含む))<br>・育成・肥育牛(他に属さない牛(胎児を含む)) |
| 馬 | ・繁殖用雌馬(満36月齢以上)<br>・種雄馬                  | ・育成・肥育馬(繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬)                               |
| 豚 | ・種豚                                      |                                                       |

※肉豚の群単位引受方式の場合は、飼養区分ごとの共済掛金期間開始時に飼養している肉豚の価額を合計したものです。

## 疾病傷害共済

・包括共済は加入者が飼養している共済目的の種類ごとの価額を合計したものに一定の率を乗じたものとなります。(支払限度額)

・個別共済は個々の家畜の価額に一定の率を乗じたものになります。(支払限度額)

# 6 共済金額

共済金額とは、共済事故による損害が生じたとき農業共済組合が支払う共済金の限度額で、加入者が決定するものです。

## 死亡廃用共済

・20%~80%の範囲内で申し出た金額 (肉豚については40%~80%の範囲内)

## 疾病傷害共済

・支払限度額を上限に申し出た金額

# 7 共済掛金(国からの補助があります。)

共済掛金は、共済金を支払う財源となり、あらかじめ加入者に納めていただくものです。国は農業者の負担を軽減するために、約2分の1(豚は5分の2)を負担(国庫補助)しています。